

議案第 2 号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市自転車活用推進協議会及び関市プロポーザル審査会を設置するため、この条例を定めようとする。

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表市長の附属機関の表関市都市再生整備計画評価委員会の項の次に次のように加える。

関市自転車活用推進協議会	自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項に規定する市町村自転車活用推進計画の策定及び推進に関し必要な協議を行うこと。	20人以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験を有する者 (2) 交通事業者 (3) 交通安全に関する活動を行う団体の代表者 (4) 商工及び観光関係団体の代表者 (5) 市民団体の代表者 (6) 市民公募による者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他市長が必要と認める者
--------------	---	-------	---

別表教育委員会の附属機関の表の次に次の1表を加える。

市長又は教育委員会の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成
関市プロポーザル審査会	本市が発注する業務等のうち市長又は教育委員会が必要と認めるものに係る随意契約の締結のためプロポーザル方式（公募又は指名に	10人以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験を有する者 (2) 市職員 (3) その他市長又は教育委員会が必要と認める者

	<p>より複数の事業者からその業務等の実施に関する提案を求め、その中から最も優れた提案を行った事業者を選定する方式をいう。)により事業者を選定する場合の当該事業者の選定基準及び選定に当たっての審査に関すること。</p>		
--	---	--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

空家等対策協議会委員	日額	6,500
------------	----	-------

を

」

「

空家等対策協議会委員	日額	6,500
自転車活用推進協議会委員	日額	6,500

に、

」

「

消防委員会委員	日額	6,500
---------	----	-------

を

」

「

消防委員会委員	日額	6,500
プロポーザル審査会委員	日額	6,500

に

」

改める。